

幼児教育・保育の無償化説明書



幼児教育の重要性を認識した国が、両親の就労に関わらず、すべての子ども達に幼児教育を受けてもらうため、また教育費を抑えるために新しい制度を始めています。

平成27年度から施行された「子ども・子育て新制度」及び、令和1年度から開始された「幼児教育・保育の無償化」に伴い、当園（認定こども園）では、どのように利用できるかを詳細にご説明いたします。

1.概要

- 「子ども・子育て新制度」で始まった**認定こども園制度**では、従来の幼稚園児さんは**1号認定児**となります。両親が就労されており、それまで保育園に行かざるを得なかった子ども達は**2号認定児**となり、国に認定された認定こども園で1号認定児と一緒に幼稚園教育を受けることができ、毎日の預かり保育も無償となります。
- 上記の制度に加え、令和1年度の10月から所得税が10%に上がりました。その財源を利用して、「**幼児教育・保育の無償化**」制度が開始されました。こちらの制度では、**3歳～5歳（就学前）までの全てのこどもたちの認定こども園の基本保育料が無償化**されます。

※園が独自に徴収している「入園時にかかる費用」「特定保育料」「実費保育料」は無償にはなりません。

また、この「幼児教育・保育の無償化」制度では、従来の1号・2号認定に加えて新2号認定という新しい認定が追加されます。この「**新2号認定児**」は、基本保育料に加え、日々の預り保育料が一部無償化（キャッシュバック）されます。

2.認定と入園方法

- 1号認定の方**
1号認定児の令和5年度入園児募集は、**9月1日～願書配布、10月3日受付です。願書を受付し、入園面接が終了した時点で入園が決定**します。1号認定児の認定手続は園がまとめて豊中市に行います。
- 2号認定の方（連携施設〈あつぷるこども園〉よりの進級児）**
令和4年10月～11月くらいに、豊中市子ども未来部に継続書類の提出をします。その時点で3号認定から令和5年度の2号認定の在籍となります。
- 2号認定の方（2号認定で新入園児として入園する方）**
2号認定児の方は**願書を10月3日に園に提出後、2号認定の申請書類一式を豊中市子ども未来部、又は幼稚園までご提出**ください。当園の2号認定定員を考慮し、豊中市が利用調整を行います。令和5年度2月下旬に最終決定します。
（豊中市への申請書類に蛸池文化幼稚園を希望するとご記入ください）
- 2号認定の方（在園児で2号認定に変更する方）**
変更する前月の5日までに「**変更届と2号認定の申請書類一式**」を幼稚園までご提出ください。園より豊中市に提出します。提出後に当園の2号認定定員を考慮し、豊中市が利用調整を行います。前月の25日くらいまでに決定されます。
（定員が一杯の場合、変更できないことがあります）
- 新2号認定の方（新入園児または在園児で新2号認定に変更する方）**
変更する前月までに「**変更届と新2号認定の申請書類一式**」を幼稚園までご提出ください。園より豊中市に提出します。定員はありませんので、要件に該当している方は翌月より新2号認定児となります。

2号・新2号認定要件について

- 保育の必要性がある方(保護者全員が下記の理由のいずれかに該当している状態です)
 - ①就労（月120時間以上/2号標準、月64時間以上/2号短時間・新2号）—勤務先の就労証明
 - ②就学（月120時間以上/2号標準、月64時間以上/2号短時間・新2号）—学校の就学証明
 - ③保護者の疾病・障害 —————医師による（疾病・障害のため保育ができない）証明
 - ④同居親族の介護・看護 —————医師による（介護・看護のため保育ができない）証明
 - ⑤妊娠出産（前後8週間） —————母子手帳のコピー
- その他、災害復旧・求職活動など、詳しくは豊中市のホームページをご覧ください。

3.保育料について

- 1号認定の方**
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です。
 - ・教育時間（1号認定）8時～14時30分まで
- 2号認定の方**
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です。
 - ・保育時間（2号標準認定）7時～18時まで（教育時間含む）
 - ・保育時間（2号短時間認定）9時～17時まで（教育時間含む）
- 新2号認定の方（在園児で1号認定から新2号認定に変更する方）**
基本保育料（前年度の市民税所得割額によって市が決めていた保育料）が**全額無償化**されます。
預かり保育利用料から（450円/日・最大11,300円）のキャッシュバックが受けられます。
施設協力費及び特定保育料、実費保育料は従前通りお支払いが必要です

変更の際は「認定変更届」を市役所より先に園にご提出ください

4.昼食について

- 1号・2号・新2号認定全て**
月・火・木は園負担で給食を提供いたします。金曜日はお弁当持参です。
1号・新2号認定児の水曜日の預り保育時 お弁当をご持参ください。
2号認定児の水曜日の2号保育中 実費で給食を注文することもできます。
（※アレルギー及び土曜日の給食には対応できません）

5.預り保育（ファミリークラス）について

- 1号認定児**でお仕事やご用事などで預り保育の利用を希望される方(前月25日までに予約表でご予約ください)
 - 月・火・木・金曜日：15時から18時まで（450円）
 - 水曜日：12時から18時まで（900円）
 - 土曜日(保育の無い)：8時から18時まで（1,500円）注…土曜日の預り保育利用には勤務証明が必要です。
 - 延長保育：18時から19時まで（150円）
 - 早朝保育：7時から8時まで（150円）
- 2号認定標準時間**
 - 月曜日～土曜日：7時から18時まで（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
 - 延長保育：18時から19時まで（200円）
- 2号認定短時間**
 - 月曜日～金曜日：9時から17時まで（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
 - 延長保育：17時から19時まで（200円/1時間）
 - 早朝保育：7時から8時まで（200円/1時間）注…8時以降は教育時間としてクラスに入ります。
- 新2号認定…利用方法は1号認定と同じです。**（前月25日までに予約表でご予約ください）
 - ※利用料は一旦今まで通りお支払頂き、園から月締めで領収書を発行します。利用日数を園から市に申請し、補助金額を請求します。3か月づつ4期に分けて利用した日数×450円（1か月最大11,300円まで）キャッシュバックされます。
 - 午後保育日：15時から18時まで（450円－450円＝0円）
 - 午前保育日(3h)：12時から15時まで（450円－450円＝0円）
 - 午前保育日(6h)：12時から18時まで（900円－450円＝450円）
 - 土曜日(保育の無い)：8時から18時まで（1,500円－450円＝1,050円）
 - 延長保育：18時から19時まで（150円）
 - 早朝保育：7時から8時まで（150円－150円＝0円）注…早朝保育のみの場合

新2号認定
預かり保育シュミレーション▶

預かり保育を週5日利用した場合（午後保育日17日+午前保育日4日=計21日）
450円×17日+900円×4日＝11,250円
－（キャッシュバック）450円×21日＝9,450円
＝（新2号認定児）利用者負担額＝1,800円（午前保育日4日分のみ）